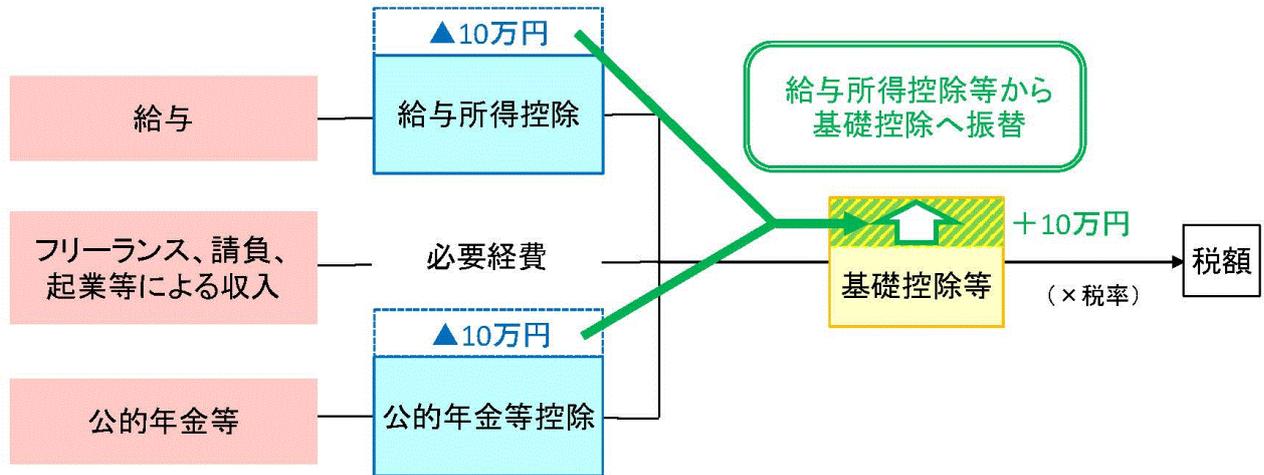


(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律**10万円**引き下げ、基礎控除の控除額が**10万円**引き上げられました。



(出典) 財務省ホームページ平成30年度税制改正から一部抜粋

1、基礎控除の見直し

合計所得金額	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用無し	

2、給与所得控除の見直し

【 改正後 】

給与等の収入金額	給与所得金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	収入金額 - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	○収入金額を4,000で割り、商を4,000倍する 上記計算の金額×60%+100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	○収入金額を4,000で割り、商を4,000倍する 上記計算の金額×70%-80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	○収入金額を4,000で割り、商を4,000倍する 上記計算の金額×80%-440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	収入金額×90%-1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円

【 改正前 】

給与等の収入金額	給与所得金額
651,000円未満	0円
651,000円以上 1,619,000円未満	収入金額 - 650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	○収入金額を4,000で割り、商を4,000倍する 上記計算の金額×60%
1,800,000円以上 3,600,000円未満	○収入金額を4,000で割り、商を4,000倍する 上記計算の金額×70%-180,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	○収入金額を4,000で割り、商を4,000倍する 上記計算の金額×80%-540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	収入金額×90%-1,200,000円
10,000,000円以上	収入金額-2,200,000円

3、公的年金等控除の見直し

【改正後】

受給者の年齢	公的年金等収入金額	年金所得計算式		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超
65歳未満 ※賦課期日時点	130万円未満	収入金額 - 60万円	収入金額 - 50万円	収入金額 - 40万円
	130万円以上～410万円未満	収入金額×75% - 27万5千円	収入金額×75% - 17万5千円	収入金額×75% - 7万5千円
	410万円以上～770万円未満	収入金額×85% - 68万5千円	収入金額×85% - 58万5千円	収入金額×85% - 48万5千円
	770万円以上～1,000万円未満	収入金額×95% - 145万5千円	収入金額×95% - 135万5千円	収入金額×95% - 125万5千円
	1,000万円以上	収入金額 - 195万5千円	収入金額 - 185万5千円	収入金額 - 175万5千円
65歳以上 ※賦課期日時点	330万円未満	収入金額 - 110万円	収入金額 - 100万円	収入金額 - 90万円
	330万円以上～410万円未満	収入金額×75% - 27万5千円	収入金額×75% - 17万5千円	収入金額×75% - 7万5千円
	410万円以上～770万円未満	収入金額×85% - 68万5千円	収入金額×85% - 58万5千円	収入金額×85% - 48万5千円
	770万円以上～1,000万円未満	収入金額×95% - 145万5千円	収入金額×95% - 135万5千円	収入金額×95% - 125万5千円
	1,000万円以上	収入金額 - 195万5千円	収入金額 - 185万5千円	収入金額 - 175万5千円

【改正前】

受給者の年齢	公的年金等収入金額	年金所得計算式
65歳未満 ※賦課期日時点	130万円未満	収入金額 - 70万円
	130万円以上～410万円未満	収入金額×75% - 37万5千円
	410万円以上～770万円未満	収入金額×85% - 78万5千円
	770万円以上	収入金額×95% - 155万5千円
65歳以上 ※賦課期日時点	330万円未満	収入金額 - 120万円
	330万円以上～410万円未満	収入金額×75% - 37万5千円
	410万円以上～770万円未満	収入金額×85% - 78万5千円
	770万円以上	収入金額×95% - 155万5千円

4、所得金額調整控除の創設

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える方

給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合は次の計算式により計算した金額が控除されます（1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円）。

$$\text{（給与等の収入金額} - 850 \text{万円）} \times 10\%$$

- ①本人が特別障害者に該当する
- ②年齢23歳未満（賦課期日時点）の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

(2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得がある場合

給与所得と公的年金等に係る雑所得がありその合計額が10万円を超える場合、次の金額を給与所得から控除します。なお、給与所得と公的年金等に係る雑所得はそれぞれ10万円を超える場合10万円を限度とします。

$$\text{給与所得} + \text{公的年金等に係る雑所得} - 10 \text{万円}$$

5、非課税基準および所得控除等の適用に係る合計所得金額等の見直し

要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生控除に係る合計所得金額要件	75万円以下	65万円以下
家内労働者等の所得計算の特例に係る必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円
障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置に係る合計所得金額要件	135万円以下 ※未婚のひとり親を含む	125万円以下 ※未婚のひとり親を含まない
均等割の非課税限度額の合計所得金額要件	<ul style="list-style-type: none"> ●同一生計配偶者及び扶養親族がいない人 28万円+10万円 ●同一生計配偶者及び扶養親族がいる人 28万円×（同一生計配偶者を含む扶養親族の人数+1）+16万8千円+10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●同一生計配偶者及び扶養親族がいない人 28万円 ●同一生計配偶者及び扶養親族がいる人 28万円×（同一生計配偶者を含む扶養親族の人数+1）+16万8千円
所得割の非課税限度額の総所得金額等要件	<ul style="list-style-type: none"> ●同一生計配偶者及び扶養親族がいない人 35万円+10万円 ●同一生計配偶者及び扶養親族がいる人 35万円×（同一生計配偶者を含む扶養親族の人数+1）+32万円+10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●同一生計配偶者及び扶養親族がいない人 35万円 ●同一生計配偶者お及び扶養親族がいる人 35万円×（同一生計配偶者を含む扶養親族の人数+1）+32万円